

【大学院】日本学生支援機構奨学金

貸与奨学金継続願提出および適格認定（学業）について 2025年度

■制度概要

日本学生支援機構奨学金の貸与奨学金を受けている者は、年に1回奨学金継続の意思表示を行う必要があります（以降、継続手続きと言います）。この継続手続きを期日までに行わない場合、強制的に「**廃止**」となり来年度4月から**貸与奨学金は振り込まれなくなります**。必ず期限内に継続手続きを完了してください。

継続手続きと併せて大学は学修状況を主とする適格認定を行います。適格認定の結果によっては、奨学金の「**停止**」または「**廃止**」となる場合があります。

来年度の継続を希望しない学生は本手続き内で「**辞退**」を選択してください。継続を希望しないからと言って手続きを行わず廃止を待つということは絶対にしないでください。

【継続願提出】

■継続手続き対象者

・2025年10月時点で、奨学金を受給中および受給資格を有する者。

■継続手続き対象外の者

- ・ 今年度満期者
- ・ 休学等による休止中の者（翌年度以降の休止を予定している方は手続き対象です）
- ・ 今年度11月以降の採用者
- ・ 最終受領希望月を今年度3月以前とする終了手続き（辞退・退学・採用取消）を2月末までに行い、受理された者（未確定の場合は継続手続きを実施してください）
- ・ 留年等による貸与奨学金停止中の者
- ・ 「留学奨学金継続願」承認中または 来年度4 月以前を始期とする「留学奨学金継続願」を提出した者

（注）上記継続手続き対象外の者においても適格認定（学業）を行い、奨学金の停止または廃止となる場合があります。

■方法

スカラネット・パーソナルから「**奨学金継続願**」を提出してください。

【スカラネット・パーソナル ログイン画面】（新規で使用する場合は登録が必要です。）

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

（注）併用貸与の場合は、それぞれの奨学金（第一種・第二種）に対し、提出が必要ですのでご注意ください。

スカラネット・パーソナル継続願提出期限：2026年1月20日（火）

【適格認定（学業）について】

学修状況は下記の基準で判定します。

廃止	●退学・除籍の処分を受け学籍を失った者 ●期限内に「奨学金継続願」を提出しなかった者 ●学校内外の規律を著しく乱し、貸与奨学生の資格を失わせることが適当である者 ●その他貸与奨学生としての責務を怠り、特に貸与奨学生として適当でない者 ●停止処理を受けている期間が継続して2年を経過した者
停止	●停学その他処分を受けた者 ●学校内外の規律を乱し、貸与奨学金の交付を停止させることが適当である者（不起訴処分の場合のみ） ●停止の処置を受けている者であって停止の事由が継続している者のうち、1年以内に当該事由が止む見込みがある者
警告	●当年度の成績が下位1/4の範囲に属する者
継続	●廃止、停止又は警告に該当しない者

■適格認定結果について

- ・ 「継続」以外の処置（廃止、停止、警告）者には、日本学生支援機構の決定結果を通知します（5月頃予定）。
- ・ 「継続」の場合は連絡をしません。来年度4月分の振込で確認してください。

■その他

- ・ 自身の住所または電話番号が変更となっている場合、継続手続内で変更が可能です。
- ・ 「E-あなたの返還誓約書情報」欄に、連帯保証人・保証人の住所（住民票住所）・氏名等（人的保証の場合）、連絡先の住所・氏名等（機関保証の場合）が表示されています。これらに変更や訂正がある場合は別途所定の手続が必要となるので、上記継続手続期限までに“stu@fun.ac.jp”までお問合せください。
- ・ 「廃止」者、「辞退」者は、返還手続を行う必要があります。詳細は、4月以降にご連絡します。また、貸与終了後も在学し、在学中の返還猶予を希望する場合は、「在学猶予願」の提出が必要です。
- ・ 継続願入力期間中であれば、スカラネット・パーソナルから自身で訂正することが可能です。
- ・ 事務局 教務・学生課 学生・留学担当より入力内容について連絡することがありますので、継続手続終了後、春休み期間も含め必ず定期的にメールを確認してください。

本件問合せ先

公立はこだて未来大学 教務・学生課 学生・留学担当

MAIL : stu@fun.ac.jp